

出雲市ヤングケアラー見守り業務委託募集要項

1. 業務名

出雲市ヤングケアラー見守り業務

2. 業務の目的

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているなどのため、社会生活を円滑に営む上で
の困難を有する子ども・若者等（以下「ヤングケアラー」という。）にとって、気軽に話せる身近な存
在となりうる地域の団体は、支援につながる一つの受け皿になる可能性がある。

また、ヤングケアラーを早期に発見し適切な支援につなげるためには、福祉、介護、医療、教育な
どの様々な分野が連携し、積極的なアウトリーチによる支援を行う必要がある。

そのため、市をはじめとする関係機関に対する相談支援や助言、関係者等への研修、地域の関係団
体等との連携推進などを行うヤングケアラー・コーディネーターを地域に配置し、地域におけるヤン
グケアラーへの支援体制の強化を図ることとする。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 業務内容

別紙「出雲市ヤングケアラー見守り業務委託仕様書」のとおり

5. 委託費上限額

1,937,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

6. 応募資格

応募資格を有する者は、次の全ての項目を満たす法人等とします。

- 出雲市内に本社・本店又は営業拠点を有していること。
- 営業にあたり行政機関の許認可が必要な業種を対象施設で営む場合は、必要な許認可を受けてい
る、又は、営業日までに許認可を受ける見込があること。
- 地方自治法施行令第167条の4の規定による一般競争入札の参加資格を有しないものに該当し
ないこと。
- 市町村税若しくは都道府県税又は法人税、消費税等国税を滞納していないこと。
- 会社更生法に定める更生手続又は民事再生法に定める再生手続を行っていないこと。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2
号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が経営に関与していないこと。
- 代表者及び役員等が、次の項目に該当していないこと。
 - ・ 破壊活動防止法に規定する破壊的団体及びその役職員又はその構成員
 - ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する
 - ・ 処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体及びその役職員又はその構成員
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業又は性風俗関連等特殊営

業等を当該物件で営もうとする者

7. 募集期間

内 容	期 間 等
(1) 募集期間	令和7年6月30日（月）から 令和7年7月16日（水）まで
(2) 質問書の提出	令和7年7月 3日（木）午後5時まで
(3) 質問への回答	令和7年7月 7日（月）午後5時まで
(4) 参加意向確認	令和7年7月 9日（水）まで
(5) 応募書類提出	令和7年7月16日（水）まで
(6) 審査	①一次審査（書類審査） ②二次審査（審査委員会／ヒアリングあり）

(1) 募集期間

募集期間：令和7年6月30日（月）から令和7年7月16日（水）まで

※応募の意向がある場合は、事前に末尾担当まで、電話にてご連絡ください。

(2) 質問受付

【提出方法】

- ・質問書【様式1】に質問事項を記入のうえ、末尾担当まで郵送、電子メール又は持参により提出してください。
- ・持参する場合にあつては、土・日曜日及び祝日を除く平日の8時30分から17時までとします。
- ・電子メールで送信される場合には、末尾担当まで受信確認の連絡をお願いします。

【回答方法など】

- ・質問者に対し、随時、電子メール等により回答します。
- ・「質問と回答」については、広く周知する必要があると考える場合、市ホームページで掲載（公開）することがあります。

(3) 参加意向確認書の提出

審査に関する日程調整等を事前に行う必要があることから、「提出書類一覧【別紙1】」に記載の「応募関係書類」の提出を決めた時点で、必ず「参加意向確認書【様式2】」を提出してください。

- ・参加意向確認書を提出後、事情により応募されなくても、不利益な扱いを受けることはありません。

(4) 応募関係書類の提出

「11. 提出書類一覧」に記載の「応募関係書類」を全て揃え、末尾担当へ連絡のうえ、持参してください。

【提出期限】 令和7年7月16日（水）

(5) 審査

① 一時審査（書類審査）

一次審査では、応募資格や「応募関係書類」の記載内容について確認審査を行います。一次審査通過者についてのみ、次の「二次審査」を行います。

② 二次審査（審査会／ヒアリング）

二次審査では、審査会を開催し（非公開）、「応募関係書類」及びヒアリングによる審査を行います。

- ・審査は【別紙2】の評価項目（審査視点）に基づき総合的にを行います。
- ・審査会の開催日時等は、一次審査通過連絡に合わせ、別途お知らせします。

【ヒアリング（プレゼンテーション）について】

- ・上記の審査委員会において、ヒアリングを行いますので、一次審査通過者は必ず出席してください。
- ・一次審査通過者は、ヒアリングにおいて応募に関するプレゼンテーションを希望することができます。
- ・ヒアリング時間は、最大45分間で、20分間のプレゼンテーションを含みます。
- ・ヒアリングへの出席は3名以内とします。出席者氏名、プレゼンテーション希望の有無を「応募関係書類」の提出にあわせ、「ヒアリング出席者等報告書【様式7】」を記入し、提出してください。
- ・ヒアリング時（プレゼンテーションを含む）に使用する資料がある場合は、応募者自身で必要部数を用意してください。なお、ヒアリング時の資料は、審査会開催の5日前（土日、祝日を除く）までに末尾担当係まで提出してください。

③ 審査結果の通知

審査の結果は、応募者に書面で通知します。

8. 費用負担

応募に要する全ての費用は、当該応募者の負担とします。

9. 応募資格の取消等

次のいずれかに該当した者は、応募を取り消し、選定の対象から除外します。また、決定後であっても、次の②～④のいずれかに該当することとなった場合は、当該決定を取り消すものとします。

- ① ヒアリング等の審査に出席しなかったとき。
- ② 応募資格のいずれかに違反したとき。
- ③ 提出書類等の内容に虚偽、不正又は本要項の定めに違反する記載があったとき。
- ④ その他不正な行為があったとき。

10. お問い合わせ、書類等の提出先

担当：出雲市 子ども未来部 子ども政策課 子ども家庭相談室

住 所 〒693-8530 出雲市今市町70番地

電 話 0853-21-6604

電子メール soudan@city.izumo.shimane.jp

別紙 1

提出書類一覧

書類名	提出部数	様式等
質問書（質問がある場合は提出）	都度 1	【様式 1】
参加意向確認書（必須）	1	【様式 2】
応募関係書類（一次審査）		
申込書	正本 1 副本 4	【様式 3】
誓約書		【様式 4】
業務委託に関する事業計画書		【様式 5】
参考見積書		【様式 6】
法人登記事項証明書（発行後 3 か月以内の原本）		法人以外の場合 は、子ども家庭相 談室にお問い合わせ ください。
定款（写し）		
市町村税、都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に 滞納のない証明書		
直近 3 事業年度分の決算書類（事業報告書、貸借対照表、損益 計算書、その他財務状況に関する書類）		
就業規則（写し）		
ヒアリング出席者等報告書	1	【様式 7】
ヒアリング関係書類		
プレゼンテーション資料（紙媒体） （プレゼンテーションに必要な場合のみ）	正本 1 副本 4	任意様式
プレゼンテーションの電子データ （プレゼンテーションを投影方式で行う場合のみ）	1	提出の方法につ いては、要相談

【留意事項】

- 必要に応じ、書類の追加提出を求める場合があります。
- 受付後、提出された書類等の再提出及び差替えは認めません。
- 提出時に応募関係書類が全て揃っていない場合は、書類の受付を行いません。
- 応募関係書類に虚偽の記載がある場合、応募を無効とします。
- 応募関係書類は、次のように取り扱います。
 - 応募関係書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
 - 応募関係書類は、審査作業に必要な範囲で複製することがあります。
 - 応募関係書類の記載内容についての著作権は応募者に帰属しますが、使用許可の決定の公表
その他市が必要と認めるときは、市は応募関係書類の記載内容が無償で利用できるものとしま
す。
 - 応募関係書類については、個人情報又は法人の正当な利益を害する情報を除き、出雲市情報
公開条例の規定に基づき開示することとなります。
 - 応募関係書類等に記載されている個人情報は、使用許可先審査作業以外には使用しません。

別紙 2

出雲市ヤングケアラー見守り業務委託募集に係る審査票（評価項目及び標準点）

個別評価項目		標準点
1	業務実施についての意欲があるか。	20
	応募理由（動機）	
2	事業について適正な将来展望（事業計画）を有しているか。	30
	事業の趣旨への理解	
	相談業務に関する専門的知見	
	提案内容の実現性	
3	事業を確実に遂行するだけの十分な体制を有しているか。	30
	人員配置・勤務体制	
	取組方針・相談対応の方策	
	関係機関との連携	
4	個人情報管理への対応・体制が整っているか。	10
5	安全管理等の緊急対応が可能な事業所であるか。	10
個別評価点 ①		100
見積金額 ②		20
総合評価点数 ①+②		120

※個別評価点の合計点が満点の6割未満である場合、又は、各個別評価区分（1～5）の点数が各個別評価区分の標準点の6割未満である場合は不採用

※見積金額②の点数は、以下のとおり算出する

全体応募者のうち最高価格提案者が20点

2位以下の配点＝20点×全体応募者の提示価格／最高価格（小数点以下四捨五入）